

● 越智 萌 特定助教

Megumi OCHI (Assistant Professor)

専門領域： 国際法・国際刑事司法（International law, International criminal justice）

受入部局： 法学研究科（Graduate School of Law）

直前所属： 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構
（Hyogo Earthquake Memorial 21st Century Research Institute）



中核犯罪の特別性に関する研究— 国際社会全体の関心事である最も重大な 犯罪分類の現代的意義

ジェノサイドや人道に対する犯罪といった大規模で国際社会全体の関心を集める犯罪は、中核犯罪と呼ばれ、世界のどこで発生しても、国際社会による対応が必要とされてきました。第二次世界大戦後の戦争犯罪裁判から発生した国際刑事司法の取組みは、従来は国家間の秩序維持に重きを置き、国の指導者を処罰するためのものとして考案されました。しかし、21 世紀に入り、国際社会の焦点は、国家間戦争から内戦に、そして近年ではテロリズムやその他の暴力に移りつつあるように思われます。私は、国家間の平和的共存の確保を目的としてきた中核犯罪概念の基盤は、諸個人の安全の確保を目的とする規範的構造に変化していると考え、これまで、手続法からの視点でこの問題を検討してきました。本研究では、犯罪概念を形成する規範的前提が変更されたという仮説を検証し、中核犯罪の現代における特別性を明らかにすることを目指します。

「自分事」になる犯罪

人は、どのような犯罪を「他人事」ではなく、「自分事」として認識するでしょうか。身内が被害者になった事件？自分の通う学校で起きた事件？最寄り駅で起きた事件？隣町で？日本で？それでは、地球の反対側で起きた事件の犯人の処罰のために、自分の払っている税金が使われてもよいと思えるのは、どのようなタイプの犯罪でしょうか。中核犯罪とは、地球のどこで行われても、国際社会全体が関心を持ち、その処罰を実現しようとする犯罪です。中核犯罪の処罰のためには、国際連合をはじめとする国際社会は国際裁判所を

The Specialty of Core Crimes: The Modern Significance of the Category of the Most Serious Crimes of Concern to the International Community as a Whole

The large scale crimes such as genocide or crimes against humanity which interest international community as a whole are called core crimes and require international response regardless where the crime is committed. The attempt of international criminal justice, which was started as trials of war criminals, was designed to put emphasis on maintenance of international order and punishment of state leaders. However, in the 21st century, the focus of international community seems to have moved from inter-state wars to internal wars, and to terrorism and other types of violence in the recent years. I assumed that the foundation of the concept of core crimes that had aimed at ensuring peaceful coexistence of states has changed into a normative structure that aims at ensuring the safety of individuals and attempted to tackle this question from the procedural law's perspectives. As the next step, this research attempts to reveal the specialty of core crimes in the modern age through verifying the hypothesis that the normative premise that constitute conceptions of crimes had been changed.

設置したり、混合法廷を設置したりして、なんとか不処罰に終わらないように尽力してきました。それでは、ある犯罪が中核犯罪となるには、つまり、国際社会全体に注目されるには、どのような条件を満たす必要があるのでしょうか。

一般理論：中核犯罪の条件

これまで、中核犯罪とは、戦争と関連する犯罪であるとする説（戦争関連説）、国家による関与がある犯罪であるとする説（国家関与説）、システムティックに行われる犯罪であるとする説（システム説）、大規模な犯

罪であるとする説（大規模性説）などが唱えられてきました。そのほかにも、国際法違反である犯罪とする説（国際法違反説）、国際社会全体の法益を害する犯罪であるとする説（国際社会法益説）、人類の多文化主義に反する犯罪であるとする説（反多文化主義説）など、多様な説が唱えられてきました。しかし、これらの説を取り入れて、実際に裁判で用いられた例はどれほどあるのかは、検証されていません。そこで、本研究では、まず、これらの諸説を実証するような判例の変化が存在するかについて、実証分析（判例で依拠される理由付けの分析）を行います。

各中核犯罪の条件の変遷

中核犯罪は、伝統的に、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪の 4 つに限定されてきました。ジェノサイドは、特定の集団を破壊するために行われる犯罪行為、人道に対する犯罪は、組織による市民に対する犯罪行為、戦争犯罪は、武力紛争法に違反する行為、侵略犯罪は、他国に違法な武力行使をする行為を指します。これら 4 つは、そもそも、ナチスによる第二次世界大戦中の犯罪行為を表現するために、70 年前に構築された犯罪概念です。

これら 4 つの犯罪の概念は、時代とともに変化し、現代の国内紛争や独裁政権による市民に対する暴力といったものを捉えるために、発展してきました。そこで、本研究では、4 つの中核犯罪それぞれの概念の変化の歴史的経緯を振り返った上で、各犯罪の条件の変化を判例分析や文献分析を通じて特定します。



図 1 アウシュビッツ強制収容所に隣接するビルケナウ強制収容所に置かれた、家族の像（ビルケナウ、ポーランド）

新しい中核犯罪？

近年、国際テロリズムや拷問、腐敗等の犯罪が、中核犯罪に含まれるべきであるとする主張が見られるようになっていきます。中核犯罪（具体的には、例えば、国際刑事裁判所（International Criminal Court）の管轄犯罪）になるには、物理的には政治的なロビー活動や政治的決定が必要ですが、理論的な障壁は残っているでしょうか。本研究では、近年中核犯罪に含められるべきと主張される他の犯罪と、既存の 4 つの中核犯罪の理論的な違いあるかを、最初に考察した理論的仮説をあてはめて検討します。



図 2 国際刑事裁判所（ハーグ、オランダ）

【参考文献】

- 越智萌『国際刑事手続法の体系—「プレミス理論」と一事不再理原則』（信山社、2020 年）。
- 越智萌「国際刑事司法における恩赦と一事不再理の適用例外—『不処罰との闘い』構想の具体化の反映として—」『国際公共政策研究』第 23 巻 1 号（2018 年 9 月）75-96 頁。
- 越智萌「国際犯罪に関する引渡義務の抵触と優先—中核犯罪の重大性の考慮について—」『関西大学法学論集』第 68 巻 1 号（2018 年 5 月）143-188 頁。